

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和3年8月7日	令和3年8月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代表性検証シート</li> <li>・ 平成29 年度世論調査報告書</li> </ul>	公開	号	市民局	区行政制度担当
令和3年8月16日	令和3年8月30日	<p>(1) 令和元年度 第21回 区長会議 安全・環境・防災部会 資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査審議案件提出シート (様式1)</li> <li>・ 次期市政改革計画に掲載されない現行プランの「取組項目」及び「指標」の令和2年度以降の取扱いについて</li> </ul> <p>(2) 第163回 (令和元年度第19回) 区長会議 人事・財政部会 資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査審議案件提出シート (様式1)</li> <li>・ 調査審議案件補助シート (別添様式2)</li> <li>・ 次期市政改革計画に位置付けられない項目にかかる全区共通実施内容について</li> </ul>	公開	号	市民局	区行政制度担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和3年8月16日	令和3年8月30日	<p>2. 令和2年6月18日の区長会議人事・財政部会での審議に付された「区政に関する区民アンケートの実施方法について」を見ると、令和2年度区民アンケートでは、一部変更があるものの、市政改革プラン2.0に定められていた「〇〇である区民の割合」などの成果指標を引き続き測定することが目的であると認められます。令和2年度区民アンケート調査業務委託契約仕様書の「調査目的」に記載された文章からもそのことが認められるところ、この区民アンケートで「〇〇である区民の割合」である成果指標の測定ができていないことが確認できる文書を公開してください。上記2について、結果報告書など、単に調査結果が記載されているだけのものは不要です。アンケートの結果が「〇〇である区民の割合」などと解釈でき、目標が達成されたなどと判断できる根拠が記載されているものです。</p> <p>3. 令和2年度区民アンケート調査報告書の2ページに次の記載があります。</p> <p>2 標本誤差</p> <p>(1) 信頼区間</p> <p>今回の調査は標本調査ですので、標本による測定値(調査の結果)に基づいて、母集団値を推定できます。信頼度95%で推定した場合の信頼区間1/2幅(標本誤差)は、次の式で算出されます。</p> <p>例えば、問1の「区役所が区民の意見やニーズを把握しているか」の結果を見ると、「肯定的意見の割合」は男性41.6%で、ここから導き出される標本誤差の数値は、表にある最も近い値(40%)の「男性」の標本誤差の数値「1.1」です。</p> <p>つまり、母集団を対象にこの調査を行ったところ、「肯定的意見の割合」の男性が41.6%の前後1.1%の区間内、すなわち40.5%～42.7%の区間内にあることが95%の確率で期待されるということを意味しています。</p> <p>そして、標本誤差を求める式も記載されています。</p> <p>この記載の論理的根拠がわかる文書を公開してください。</p> <p>上記3について、すでに公開されている文書は不要です。</p> <p>4. また、3ページには、1ページにわたって「3 母集団の代表性」に関する記載があります。この記載のうち、</p> <p>(ア) 「回答率の偏りをみる数値(P値)」を、分散分析によって算出し」とありますが、なぜ分散分析を行っているのかがわかる文書を公開してください。</p> <p>(イ) 「男女間におけるP値」が2%、「各年齢区分間におけるP値」が3%とされていますが、これらの値がどのように算出されたものであるのかがわかる文書を公開してください。</p> <p>(ウ) 結論として「回答率に偏りがあると判断します」との記載がありますが、これが何を意味するものであるかの記載がどこにもありません。これが何を意味するものであるのかがわかる文書を公開してください。</p> <p>上記4について、すでに公開されている文書は不要です。</p>	不存在	号	市民局	区行政制度担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和3年8月18日	令和3年9月1日	<p>令和2年度区民アンケート調査業務委託の委託料支出にかかる決裁文書                      「令和2年度区民アンケート調査業務委託の実施にかかる委託料の支出について（令和3年4月8日決裁）」</p>	部分公開	25号	市民局	区行政制度担当
令和3年8月18日	令和3年9月1日	<p>令和2年度区民アンケート調査業務委託仕様書には「3 調査目的」として「本市では、令和元年度まで、市政改革プラン2.0（区政編）において地域社会における住民自治の拡充、区長の権限・責任の拡充と区民参画のさらなる推進をあげ、それぞれについて成果指標と目標値を設定し、すべての区で、統一的手法のもと無作為抽出した区民に対してアンケートを行い、成果指標と目標値の測定を行っていた。令和2年度以降も、全区共通の指標を設定し、統一した手法で把握するため、引き続き区民アンケート調査を行う。」と記載されています。この「全区共通の指標」については、市政改革プラン2.0で定められていた「〇〇である区民の割合」などの成果指標をベースに一部修正したものであると認められますが、成果物たる「令和2年度区民アンケート調査報告書（24区分）」で、業務委託の目的を達成した根拠が示された文書を公開してください。                      単なる検査調書では、上記「区民の割合」が測定されているという根拠はわかりません。「区民の割合」が測定できている根拠が分かる文書です。                      上記について、結果報告書など、単に調査結果が記載されているだけのものは不要です。</p>	不存在	号	市民局	区行政制度担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和3年8月25日	令和3年9月8日	<p>8月7日に行った情報公開請求で、下記の内容で請求したものに対して、「平成29年度世論調査結果報告書が公開対象文書であるとの公開決定通知が届きました。これは市政改革室が行い、かつてWebページで公開されていたものであると認められますが、これには令和元年度区民アンケート報告書（令和2年3月）（市民局が取りまとめた契約して区民アンケートの報告書）の2ページの記載内容がそのまま記載されているだけであり、請求内容の「理論的根拠」は全く分かりません。改めて特定して公開してください。</p> <p>記 令和元年度区民アンケート報告書（令和2年3月）（市民局が取りまとめた契約して区民アンケートの報告書）の2ページに次の記載があります。</p> <p>-----</p> <p>2 標本誤差 (1) 信頼区間 今回の調査は標本調査ですので、標本による測定値（調査の結果）に基づいて、母集団値を推定できます。信頼度95%で推定した場合の信頼区間1/2幅（標本誤差）は、次の式で算出されます。 例えば、問1の「区役所が区民の意見やニーズを把握しているか」の結果を見ると、「肯定的意見の割合」は男性41.9%で、ここから導き出される標本誤差の数値は、表にある最も近い値（40%）の“男性”の標本誤差の数値「1.3」です。 つまり、母集団を対象にこの調査を行ったところ、「肯定的意見の割合」の男性が41.9%の前後1.3%の区間内、すなわち40.6%～43.2%の区間内にあることが95%の確率で期待されるということを意味しています。</p> <p>-----</p> <p>また、3ページには、1ページにわたって「3 母集団の代表性」に関する記載があります。これら記載の論理的根拠がわかる文書を公開してください。</p>	不存在	号	市民局	区行政制度担当